建築士事務所廃業届

次の理由により廃業したので建築士法 (昭和 25 年法律第 202 号) 第 23 条の 7 の規定により届け出ます。

令和 年 月 日 愛媛県指定事務所登録機関 一般社団法人 愛媛県建築士事務所協会長 様				届出人 電 話		
	登録年月日	令和	年	J]	日
建築士事務所	種別	□一級		□二級		□木造
	登録番号	愛媛県知事登録	第		号	
	事務所の 名 称					
		〒				
	所 在 地					
		電話				
開設者(登録申請者)	法人名称 又 は 個人氏名					
	法人事務所 所在地又は 個 人 住 所	₹				
	代表者の役職 名及び氏名	(役職名)		(氏名)		
廃業年月日		令和	年	J	1	日
廃業等の事由		□業務の廃止 □開設者の死亡 □他都道府県へ移転	□法人⇔個 □法人の合 □その他	う併・解散・破産		の変更 理建築士の退職
事務所と届出者 と の 関 係		□開設者本人 □合併解散時代表役員	□相続人 員□破産等の)清算人	 □破	産管財人

(注) □のある欄は、該当する□に印を付けてください。